

# 処分場利用の手引き

(箕島地区廃棄物等埋立処分場)

令和7年2月

一般財団法人 広島県環境保全公社

# 目 次

## 《 処分場利用ご案内 》

I 受入条件等	1
利用できる方	1
受入できる廃棄物等	1
受入できる処分場	1
受入時間及び受入日等	2
処分料金	2
処分料金の算定・請求等	2
搬入車両	3
契約期間（承諾期間）	3
処分依頼書等の提出先	3
搬入時の注意事項	3
荷卸し場所までの走行ルート	4
受入拒否	5
電子マニフェスト	5
搬入ルート	5
その他	5
II 処分依頼の手続き（新規・継続）	6
III 処分依頼の手続き（変更）	7

## 《 請求書の発行 》

## 《 処分料金の支払 》

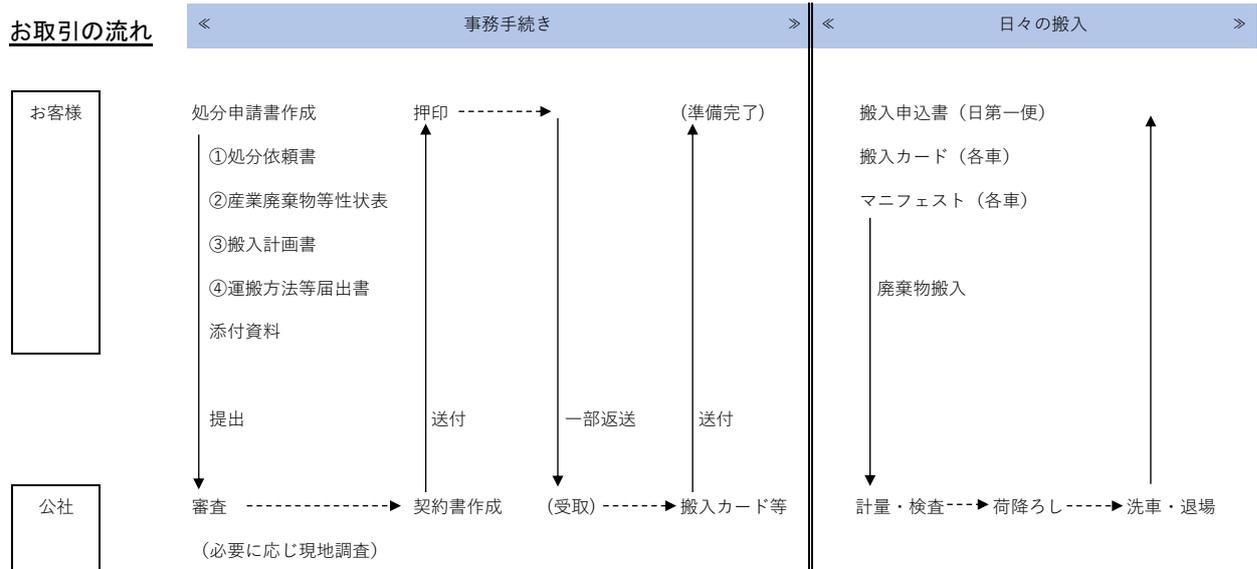
IV WEB発行サービスの利用	8
V 自動口座振替による支払	8
VI その他	9

別表1 廃棄物等受入基準	10
別表2 有害物質判定基準	11
別図1 搬入カード	12
別表3 搬入申込書	13

## 《 処分場利用ご案内 》

箕島地区廃棄物等埋立処分場での処分を依頼される方は、「Ⅰ 受入条件等」を確認のうえ、「Ⅱ 処分依頼の手続き（新規・継続依頼）」により、必要書類を提出してください。

処分委託契約は年度ごとに締結します。既に処分委託契約を締結している方も、「Ⅱ 新規・継続処分依頼の手続き」により、継続の手続きをしてください。



## Ⅰ 受入条件等

### 利用できる方

広島県内に廃棄物等の発生源を有する事業者

### 受入れできる 廃棄物等

以下の基準をすべて満たしている廃棄物等のみ受入れします。

- 1 広島県内で発生したものに限りします。
- 2 別表1（10頁）の受入基準を満たしているものに限りします。  
ただし、安定型産業廃棄物の受入は、令和7年3月31日で終了します。
- 3 別表2（11頁）の判定基準を満たしているものに限りします。

### 受入れできる 処分場

箕島地区廃棄物等埋立処分場

〒721-0956 福山市箕沖町107番1

☎・Fax (084) 953-6074

**受入時間及び  
受入日等**

- 1 受入時間 8：45～12：00， 13：00～16：45
- 2 受入日 月曜日～金曜日

- ※ 祝日，振替休日及び12月28日～1月3日は休止しています。
  - ※ 台風，地震などの天災，その他の事由により，受入時間の変更又は受入れを停止する場合があります。
  - ※ 処分場の受入状況については，公社ホームページに掲載しています。
- 緊急に受入停止する場合などは，随時，ホームページに状況を掲載します。

公社ホームページアドレス

<https://www.khk-hiroshima.or.jp>

**処分料金**

区 分			金 額
建設残土			800円/t
産業廃棄物	安定型	ガラスくず，コンクリートくず，陶磁器くず，がれき類	7,000円/t
	管理型	鉱さい，汚泥（建設系）	8,000円/t
		ばいじん，燃え殻，汚泥（非建設系）	10,000円/t

令和7年3月31日  
で受入終了

（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

- ※ 上記料金のほか，産業廃棄物には1tあたり1,000円の「広島県産業廃棄物埋立税」が必要です。

「広島県産業廃棄物埋立税」の問い合わせ先

広島県総務局税務課 ☎ (082) 513 - 2328

**処分料金の  
算定・請求等**

- 1 処分料金の算定  
処分場のトラックスケールで計量した「廃棄物等の重量」が基礎となります。（10kg単位で計量します。）

『廃棄物等の重量』=車両重量(搬入時の計量)－車両風袋重量(荷降後の重量)

処分料金は，『廃棄物等の重量』を月末締めで合計した量（10kg単位）に，廃棄物等の単価を乗じて算定します。

- 2 請求月日  
当月分を月末締めで，翌月初めに請求します。

## 搬入車両

荷降ろしできる車両で、次の基準以内であって、事前に登録した車両のみ使用できます。特殊車両については、別途協議が必要です。

車両の長さ 9.0 m以内

## 契約期間 (承諾期間)

契約期間(承諾期間)は、年度単位で行い、最長の場合4月1日から翌年3月31日までです。(4月2日以降の承諾についても、3月31日までです。)

翌年度も処分を継続しようとする場合、「継続依頼」(p6)の手続きが必要です。

## 処分依頼書等の提出先

一般財団法人広島県環境保全公社(事業課)に持参又は郵送してください。

〒730-0037 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ4階

☎ (082) 544-2363 FAX (082) 544-2362

## 搬入時の 注意事項

1 搬入にあたっては、運搬車両の荷台は幌架けまたはシートで覆うなど、飛散防止の措置を講じてください。

2 搬入車両は、次の書類を管理事務所の受付に渡してください。

① 搬入申込書(その日の1日分の搬入車両等を記入)

その日の第1便の車両が、受付に渡してください。

② 搬入カード(別表3)

委託契約後に公社から送付します。

搬入カードには、業者名・現場(工場名等)・運搬者名及びバーコードが記載されているので、間違わないよう注意してください。

排出事業者は、搬入カードの管理を徹底してください。

③ マニフェスト(建設残土を除く)

電子マニフェストの場合は、「受渡確認票」を渡してください。

3 受付時、搬入物の目視検査を行う場合は、係員の指示に従って、荷台を覆っているシート等はずしてください。

目視検査で受入れできない場合は、持ち帰りとなります。

4 次にトラックスケールによる計量を受けてください。

計量の結果、過積載と判断された場合は、受入れできません。過積載は絶対行わないでください。

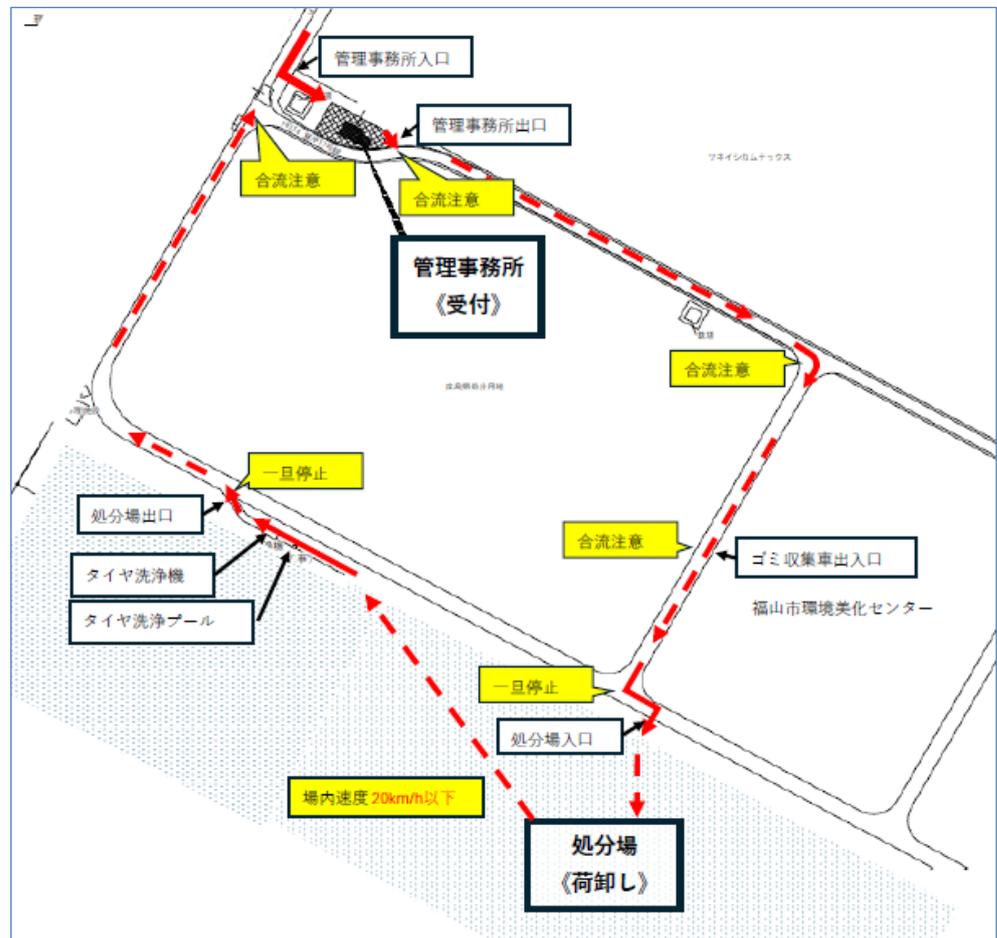
5 計量終了後、埋立場所へ移動する際は、市道を走行し処分場内に移動し、荷降ろしを行っていただきます。市道は多数の福山市のごみ収集車が走行していますので、交通事故に注意して走行してください。

処分場内では制限速度20km/h以下を守って走行し、追い越しなどはしないでください。

**搬入時の  
注意事項**

- 6 埋立場所では係員の指示に従って、廃棄物等を降ろしてください。  
廃棄物荷降ろし後、車両を安全な位置へ停車（エンジン切）させ、ヘルメットを着用し、車両から降車してください。  
再度係員が検査して、受入れができない場合は、持ち帰っていただきます。  
係員の確認が終了し、合図後に退出してください。
- 7 風袋重量が未登録の車両又は毎回計量を希望している車両は、荷降ろし後、もう一度受付でトラックスケールによる計量を受けてください。
- 8 タイヤ洗浄機でタイヤの汚れを洗い落とし、速やかに退場してください。
- 9 その日最後の車両は、受付で最終便であることを伝え、退出時に「受入書」を受け取ってください。  
受入書はその日の搬入量等の明細となる書類なので、排出事業者に渡してください。原則、受入書の再発行はできません。
- 10 交通法規や路上のごみの投げ捨て禁止など、その他の法令を遵守してください。また、弁当がら、空き缶等の廃棄物は、必ず持ち帰ってください。

**荷卸し場所  
までの走行  
ルート**



## 受入拒否

「搬入時の注意事項」に違反したとき又は次の事項に該当する場合は、廃棄物の受入れを拒否することがあります。

- 1 埋立処分場の維持管理上支障がある場合
- 2 処分依頼書等に虚偽・不正が発見されたとき

なお、抜取検査の結果、受入基準に適合しないことが判明したときは、公社で保管している廃棄物を引き取っていただきます。

次のいずれかに該当する場合は、排出事業者に対し、「廃棄物受入停止等措置指針」による措置を行います。

- ・ 排出事業者が公社の定めた受入基準（別表1）を遵守できなかったとき
- ・ 搬入した廃棄物に公社が承諾した種類以外の廃棄物が混入しているとき
- ・ 排出事業者が処分料金を滞納したとき
- ・ その他法令、公社の規定、契約に違反したとき、または重大なマナー違反があったとき

## 電子マニフェスト

最終処分業者として、電子マニフェストに加入しています。

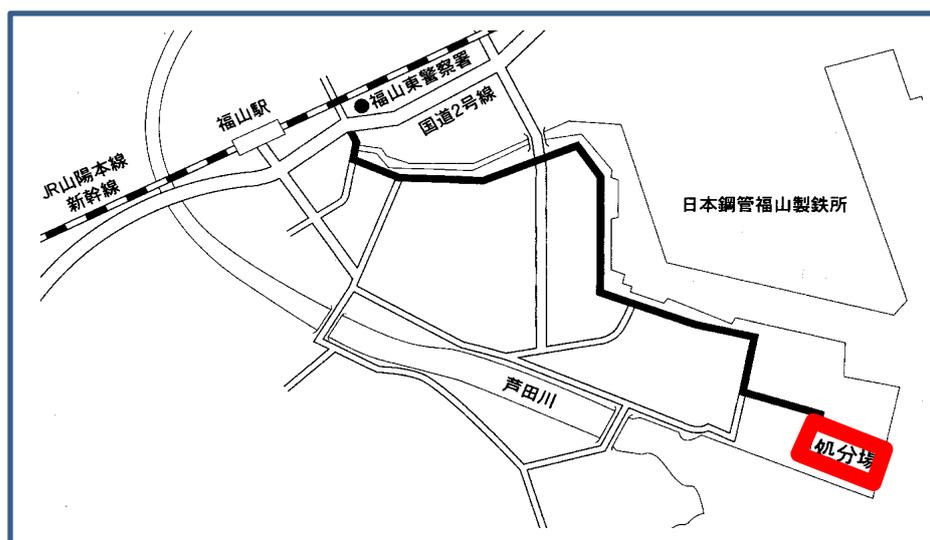
電子マニフェストを導入済の方はご利用ください。

電子マニフェストは、JWNETのホームページを参照してください。

JWNET（問合せ先：公益財団法人日本産業廃棄物振興センター）

## 搬入ルート

処分場までの搬入は、次のルートを通行してください。



## その他

処分依頼等の手続きに必要な様式は、公社ホームページからダウンロードできます。

様式掲載アドレス <https://www.khk-hiroshima.or.jp/shobun.html>

## II 処分依頼の手続き（新規・継続依頼）

### 処分依頼の 手続き

産業廃棄物等の処分を新規に依頼する場合は、事前に公社へご連絡いただいたうえで、搬入開始希望日の概ね1月前までに、次の書類を提出してください。

既に処分委託契約を締結している方で、次年度も引き続き処分を希望される場合は、継続の手続きが必要ですので、次の書類を提出してください。

#### 1 提出書類

- ① 処分依頼書
- ② 産業廃棄物等性状表（建設残土を除く。）
- ③ 搬入計画書
- ④ 運搬方法等届出書
- ⑤ 分析証明書の写し

処分を依頼しようとする廃棄物等（安定型廃棄物を除き、建設残土にあつては発生場所の土地履歴や搬入数量等から公社が必要と判断した場合に限る。）について、環境計量証明事業所または公共機関が行った分析結果証明証の写しを添付してください。（書類提出日の3か月以内に発行されたものに限ります。なお、ダイオキシン類については処分依頼前6か月以内に発行されたものに限ります。）

分析項目については、事前に事業課に相談してください。

- ⑥ 産業廃棄物処分業許可証の写し（中間処理業者の場合）
- ⑦ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（自社運搬を除く。）
- ⑧ 許可行政機関に運搬車両の登録をした届出書の写し（自社運搬を除く。）
- ⑨ その他、廃棄物等の性状を確認するために必要な書類を求める場合があります。

例：廃棄物データシート、ボーリング柱状図、運搬する車両の自動車検査証の写し など

#### 2 提出部数

1部（2部提出された場合は、受付印押印後、1部返却します。）

#### 3 その他

- ・必要に応じて、廃棄物等の排出場所の調査及びサンプルの採取を行います。
- ・審査に必要な書面等の追加をお願いする場合があります。
- ・契約書を双方で締結後、「搬入カード」（別表3）を交付します。搬入時に、必ず、持参してください。

### Ⅲ 処分依頼の手続き（変更依頼）

#### 変更依頼の 手続き

処分承諾を受けた内容を変更する場合は、次の書類を提出してください。変更する内容により、添付する書類が異なりますので注意してください。

#### 1 処分依頼書（必須）

申請区分を「変更依頼」とし、次の該当する書類を添付し提出してください。

#### 2 添付書類

##### (1) 代表者・住所を変更する場合

登記簿謄本など

##### (2) 処分依頼する産業廃棄物の種類を変更する場合

- ・ 産業廃棄物等性状表
- ・ 分析証明書の写し（燃え殻、汚泥、ばいじん、鉍さいの場合）
- ・ 燃え殻、汚泥、ばいじん、鉍さいに関する変更をされる場合は、現地調査及びサンプルの採取を行います。

##### (3) 産業廃棄物の性状を変更する場合

- ・ (2)と同じ。

##### (4) 収集運搬を委託する業者を変更する場合

- ・ 運搬方法等届出書
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（自社運搬を除く。）及び許可行政機関に運搬車両の登録をした届出書の写し（自社運搬を除く。）

##### (5) 運搬車両を追加登録する場合

運搬車両を追加する場合は、次の書類を添付し、搬入希望日の前日16時までに、事業課に郵送又はファックスで提出してください。（収集運搬の委託業者の変更・追加を伴う場合は、(4)により行ってください。）

- ・ 運搬車両の追加登録届
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（自社運搬を除く。）及び許可行政機関に運搬車両の登録をした届出書の写し（自社運搬を除く。）

#### 3 提出部数

1部（2部提出された場合は、受付印押印後、1部返却します。）

## 《 請求書の発行 》

請求書の発行は、インボイス制度及び電子帳簿保存法に対応したWEB発行サービスを利用しています。(令和7年3月請求分(令和7年2月受入分)から実施)

## 《 処分料金の支払 》

処分料金の支払いは、預金口座から毎月自動的に引き落とされる「自動口座振替」をできるだけご利用ください。また、金融機関で振込んでいただく方法によることもできます。(振込手数料は、お客様の負担になります。)

### IV WEB発行サービスの利用

WEB発行サービスは、事業者自ら、インターネット上で手続きをして、請求書を受け取ることができます。請求書のWEB発行を希望されない場合は、紙での郵送となります。

ただし、郵送の場合でも、WEB発行サービスの登録は必要です。

(手続きの詳細は、別途ご案内します)

請求書は、毎月末締めで翌月初に発行します。

処分料金の支払は、預金口座から毎月自動的に引き落としされる「自動口座振替」又は「振込」の方法があります。

「自動口座振替」は翌月27日(金融機関が休業日の場合は翌日)に引き落としとなり、「振込」は振込期限の25日(25日が金融機関休業日の場合は翌日)までにお願います。

「自動口座振替」は、振込手数料がかかりませんので、是非、ご利用ください。

「振込」の場合は、振込手数料はお客様の負担になりますので、ご注意ください。

### V 自動口座振替による支払

#### 1 提出書類

自動口座振替を希望される場合は、次の書類をお送りしますので、必要事項を記入のうえ返送ください。

- ① 自動口座振替依頼書(公社指定様式)
- ② 預金口座振替申込書(金融機関専用用紙)

#### 2 書類確認

提出された書類に不足、不備等がないか確認し、②の預金口座振替申込書については、公社から金融機関へ送付しますので、4枚複写になっている書類すべてを公社にお送りください。

#### 3 手続き完了

手続き完了には、2か月程度かかります。手続き完了後、口座振替開始のご連絡をします。

その際、預金口座振替申込書の「お客様控」を、併せてお送りします。

#### 4 振替日

当月分を翌月27日に引き落とします。金融機関が休業日の場合、休業日明けの日に引き落とします。(例：4月搬入分は、5月27日に引き落とします。)

## VI その他

処分料金を滞納すると、納入確認ができるまでの期間、受入れを停止しますので、期日までに必ず振込みをお願いします。

別表1 廃棄物等受入基準

1 産業廃棄物等の種類別に次の基準に適合していること。

区分	種類	受入基準
建設残土	土砂等	1. シルト分，粘土分の混入率が重量比15%以下及び水分を多量に含まないこと。 2. 樹木の根等異物が除去されていること。 3. 最大径が30cm以下であること。 4. 廃棄物が付着していないこと。 5. 汚染された土砂等でないこと。
産業廃棄物	汚泥	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 含水率が85%以下に脱水されていること。 4. N-ヘキサン抽出物質（油分）が，1%以下であること。 5. 無機性のものであること。 6. 悪臭を発生しないものであること。
	鉍さい	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 最大径が30cm以下であること。 4. 火気を帯びていないこと。 5. 飛散防止の措置が講じてあること。
	燃え殻	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 熱しゃく減量10%以下であること。 4. 火気を帯びていないこと。 5. 飛散防止の措置が講じてあること。
	ばいじん	1. 有害物質が判定基準以下のものであること。 2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。 3. 大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置が講じてあること。
	※ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（磨石膏ボードを除く。）	1. 中空の状態でないこと。 2. 最大径が30cm以下であること。 3. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 4. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。
	※がれき類	1. 中空の状態でないこと。 2. 最大径が30cm以下であること。 3. 可燃物を除去してあること。 4. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。 5. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。

※ 安定型の産業廃棄物（ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類）は，令和7年3月31日で受入を終了します。

2 次に掲げるいずれかのものが付着し又は封入されていないこと。

- (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物，劇物及び特定毒物
- (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に規定する農薬

3 環境保全，埋立作業上に支障がないこと。

フレコンバッグ詰め廃棄物については次の基準に適合していること。

項目	内容
荷降ろし作業主体及び方法	・フレコンバッグの荷降ろし時に，搬入車両の運転手等が玉掛を行うこと（出島処分場に限り）
フレコンバッグの性状等	・劣化や破損がなく，安全な積下し作業に支障を生じない性状であること ・重量は耐荷重以下とすること

備考

- 1 「汚染された土砂等」とは、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条に基づく溶出量基準及び含有量基準並びに土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号及び平成11年環境庁告示第68号）（出島処分場にあつては、これに加え水底土砂の判定基準（昭和48年総理府令第6号））に適合しないものをいう。
- 2 「有害物質が判定基準以下のもの」とは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（昭和48年総理府令第5号）に定める判定基準以下のものをいう。
- 3 水銀含有量の調査方法は「底質調査方法（平成24年環水大発第120725002号環境省水・大気環境局長通知）」による。

別表2 有害物質判定基準

物質名	判定基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと
水銀又はその化合物	検液1ℓにつき、水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1ℓにつき、カドミウム0.09mg以下
鉛又はその化合物	検液1ℓにつき、鉛0.3mg以下
有機りん化合物	検液1ℓにつき、有機りん化合物1mg以下
六価クロム化合物	検液1ℓにつき、六価クロム1.5mg以下
ひ素又はその化合物	検液1ℓにつき、ひ素0.3mg以下
シアン化合物	検液1ℓにつき、シアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液1ℓにつき、ポリ塩化ビフェニル0.003mg以下
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき、トリクロロエチレン0.1mg以下
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき、テトラクロロエチレン0.1mg以下
ジクロロメタン	検液1ℓにつき、ジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき、四塩化炭素0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき、1,2-ジクロロエタン0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき、1,1-ジクロロエチレン1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき、シス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき、1,1,1-トリクロロエタン3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき、1,1,2-トリクロロエタン0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき、1,3-ジクロロプロペン0.02mg以下
チウラム	検液1ℓにつき、チウラム0.06mg以下
シマジン	検液1ℓにつき、シマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1ℓにつき、チオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	検液1ℓにつき、ベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	検液1ℓにつき、セレン0.3mg以下
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき、1,4-ジオキサン0.5mg以下
ダイオキシン類	試料1gにつき、ダイオキシン類3.0ng-TEQ以下（含有基準）

判定基準：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）

別図1 搬入カード

	 A 0002510000010002513 A
<b>搬 入 カ ー ド</b>	
(箕島処分場)	
排出事業者	〇〇〇〇(株)
排出現場	〇〇〇〇(株)〇△工場
運搬業者	(有)□△□△
一般財団法人 広島県環境保全公社	

別表 3

【様式第8号】

搬入申込書

搬入日： 令和 年 月 日

		処分場名		処分場		
排出事業者	名称・氏名	TEL： ( ) -				
排出事業場 排出現場	排出場所	名称				
		責任者	職名：	氏名：		
			TEL： ( ) -			
本日搬入予定 の廃棄物等	① 汚泥 ② 燃え殻 ③ 鉱さい ④ ばいじん ⑤ ガラスくず ⑥ 陶磁器くず ⑦ コンリートくず ⑧ がれき類 一般廃棄物 (⑨ 焼却灰 ⑩ ばいじん処理物 ⑪ ガラスくず等) ⑫ 建設残土					
本日 の 運 搬	自社・委託 (委託業者名： )					
	自動車登録番号	運転手氏名	バラ	フレコン	搬入する 廃棄物等*	台数
本日の計画延台数		延べ		台		

上記のとおり搬入します。

一般財団法人 広島県環境保全公社

管理事務所長 様

※「搬入する廃棄物等」は、上記の廃棄物等の番号 (①～⑫) を記載する。